

NPOの活動のあり方及びNPOに対する県の向き合い方に関する提言

平成23年2月

岩手県社会貢献活動支援審議会

NPOの活動のあり方及びNPOに対する県の向き合い方に関する提言

はじめに	1
1 NPOの健全な発展に向けて	2
(1) NPOの特性について	2
(2) NPOの目的意識について	2
(3) NPOの健全で継続的な組織運営について	3
(4) NPO法人の情報公開について	3
2 県のNPO法人への指導等関与のあり方	4
(1) NPO法の趣旨について	4
(2) NPO法人の指導・監督基準について	4
(3) 市民による監視機能の発揮について	5
3 多様な主体の協働の推進	5
(1) 協働とは	5
(2) 協働の必要性和県の姿勢	5
(3) 協働の意義	6
(4) 協働の原則	6
4 県によるNPOへの事業委託のあり方	7
(1) 事業委託とは	7
(2) 事業委託の効果	7
(3) 事業委託において県として留意すべきこと	7
(4) 事業委託の手続の適正化に関するガイドラインの作成	7
(5) 県職員のNPOへの適切な参画について	8
おわりに	8
【参考1】 岩手県における「特定非営利活動促進法の運用方針」について	9
【参考2】 NPOを対象に含む事業委託の手続の適正化に関するガイドライン	25

はじめに

グローバル化の進展、人口減少・少子高齢化が進行する中で、医療・福祉をはじめ、安全・安心な暮らしの確保、地域コミュニティの維持・再生、未来を担う子どもたちや地域社会を支える人材の育成などが、本県の重要な課題となっています。

このような課題の解決のためには、行政の取組だけではなく、それぞれの県民をはじめ、NPO（NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体、町内会、自治会等）、企業など、地域社会を構成するあらゆる主体の総力を結集した取組みが大切です。

また、国では平成22年1月に「新しい公共」円卓会議が開催され、同年6月には、「新しい公共」宣言が取りまとめられました。その中では、「人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が『新しい公共』である。」としており、「新しい公共」の担い手の一つであるNPOへの期待は大きく、役割はますます重要となっています。

これまで、県では、平成10年3月に制定した「社会貢献活動の支援に関する条例」及び平成11年3月に策定した「社会貢献活動の支援に関する指針」に基づき、幅広い県民の参画に支えられた社会の実現を目指し、社会貢献活動が社会に定着するための環境整備に努めてきました。

その結果、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に基づく県内のNPO法人の数は、平成22年12月末現在で344となるなど、県民自らが様々な課題解決に取り組む機運が高まってきており、また、NPOと行政との協働の取組も年々増加してきています。

しかしながら、一昨年来、本県のNPO活動の中心的役割を担ってきた、NPO法人いわてNPOセンターの不祥事が相次いで発覚し、NPOの活動のあり方が問われ、それに対する行政の側の向き合い方について、様々な指摘が相次ぎました。本県のNPO活動、市民活動にもたらした影響はたいへん大きく、その活動環境は激しく揺さぶられました。県内で、健全な活動を行っている他のNPOに対する県民の信頼をも損ないかねないと懸念されています。

こうした中で、改めて、NPOの活動のあり方について問い直し、それに対する県の向き合い方について議論し、整理することは意義のあることと考えます。

「新しい公共」の担い手としてNPOに対する期待が膨らんでいる今こそ、NPO自身が、市民の信頼を得て、自らの目的にしたがい、地域課題の解決に向けて十分に力を発揮していかなければなりません。行政の事業や関与に依存することなく、適正な関係を保ち、そして、市民や社会に対しては、自らに関する情報をできる限り明らかにし、広く市民によるチェックを経ることによって、その公共性や社会との健全な結びつきが強化されるようにしていかなければなりません。

県においては、NPOの活動を尊重し、適正な関係を保ち、市民とNPOとの関わり合いを見守りながらも、いったん事が起こり、行政上の対応が必要となれば、時機を逸さず、場面に応じた適切な措置をとっていかなければなりません。また、協働のパートナーとして、ともに事業を実施する場合においても、事業全体を企画・推進する責任は免れません。NPOの活動方針や創意を受け止めつつも、事業の適正さを担保するために、適切な関与を行っていく必要があります。

このような基本的な認識に立って、NPOの活動のあり方やNPOに対する県の向き合い方について、改めて見つめ直す機会となるよう、審議会としての意見を取りまとめました。

1 NPOの健全な発展に向けて

(1) NPOの特性について

ア 非営利性

NPOは、営利の追求を組織の第一義的な目的とせず、非営利の社会的使命の実現を目的とする組織です。

ただし、この「非営利」とは、「無償」で事業活動を行うことにとどまるのではなく、事業から出た利益（剰余金）を構成員に分配せず、事業や組織運営に充当していくことを意味します。NPOが有償でサービスを提供したり、有給のスタッフを雇ったりすることは一般的であり、また、継続的な事業活動のためには必要なことでもあります。

イ 自主性・自律性

NPOの活動の動機は、自らが持つ社会的使命であり、その社会的使命に共感する人々が主体的に組織に参加し、活動を行っています。こうした特性から、その自主性・自律性は尊重されるべきですが、それらの活動がより多くの人の賛同を得て適正に行われるよう、市民に対する情報公開を積極的に行う必要があります。

ウ 先駆性・機敏性・柔軟性

法令や予算、計画をもとに、組織としての指揮命令系統に基づいて行動する行政組織に対し、NPOは、社会的使命に基づいて自由に行動し、その中で個人が自主的な活動を繰り広げることも可能です。

このため、制度的に対応が困難な新たな社会的課題に対して迅速に取り組むことが可能であり、自らの意思と責任のもとに素早く行動できます。また、行政のように均一性を前提とせず、必要と思われるところに必要な方法でサービスの提供を行う柔軟性を持ち合わせています。

エ 専門性

NPOは、継続的な活動を行うことにより専門知識や具体的なノウハウが蓄積されるなど、自らの活動に関する分野について、高い専門性を有するケースが多く、また、専門的な知識を持つ人材が参画しているケースも多くあります。

オ 当事者性・地域性、現場感覚

NPOは、自らの経験を動機として活動を始めるケース（例えば、家族の介護に携わった者が、その経験をもとに介護サービスを始めるなど）が多く、問題に対する高い当事者性を有しています。また、地域に住む人々が、その地域のための活動を行うケースも多く、地域密着型の活動を行っています。このようにNPOは、自らが活動する分野に関して、優れた現場感覚を有しています。

(2) NPOの目的意識について

県内では、NPO法人の増加など、県民自らが様々な課題解決に取り組む機運の高まりが見られ、医療・福祉、まちづくり、教育、子育て、学術・文化、芸術、環境等の身近な分野

において、多くの団体が社会貢献活動を実践しています。

そうした中で、より多くの賛同者を募り、よりよい活動を継続していくためには、団体の初期の目的、法人化の意義等について、団体の構成員により共通の認識が得られていることが大切です。そのような状況にないと考えられる場合は、改めて法人の中において認識を共有する必要があります。

(3) NPOの健全で継続的な組織運営について

一方、県内には依然として運営基盤が不安定なNPOが多くみられ、団体の継続的、安定的な活動が大きな課題となっています。

団体の活動資金の確保のあり方については、それぞれの団体のミッション、運営方針等により異なってくるものであり一概には言えませんが、自らの活動への賛同者を増やして会費や寄附を増やすなど、自主財源を確保することは重要です。

また、助成金や補助金を得て、団体の目的に沿った事業を展開していくことは、事業実施能力や団体の運営力の向上のために効果的です。

そうした資金確保の取組を踏まえつつ、自主事業で収入を得ることや行政等からの事業の受託により、団体の活動の充実を図ることも有効と考えられます。

なお、活動資金の確保が重要なことはもちろんですが、団体の目的を見失わずに活動することや、団体内で自浄作用を働かせ適正な組織運営を行っていくことも、継続的な活動を行っていくうえで大切です。

(4) NPO法人の情報公開について

NPO法においては、NPO法人について、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民による信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックの下におくこと」という考え方が取られています。

ア 積極的な情報公開

NPO法の趣旨にもあるように、NPO法人は団体の目的や、自らが実施している活動等の情報発信を積極的に行うとともに、団体としての組織・運営に関する情報についてもできる限り公開し、自浄作用を働かせ運営を改善し、市民の信頼を得て、市民と共に育ち合える関係を構築することが大切です。

イ 行政から事業委託等を受けているNPO法人の情報公開について

行政からの事業委託等を受けて公金で事業を行うNPO法人は、公共の一翼を担うという観点から、より一層市民の信頼を得、説明責任を果たす上でも、団体の透明性の確保が必要であり、積極的な情報公開に努めるべきです。

このため、行政からの事業委託等に係る収支については、その資金の流れに係る透明性の確保のため、関係書類を整備し、必要に応じて情報を公開するべきです。また、団体の信頼性確保・市民の理解獲得の観点から、団体としての組織・運営に係る情報（役員報酬

等)についても、市民の関心の高いものにあつては、関係する個人の理解を得て、できる限り公開すべきと考えます。

なお、法人格を持たないNPOには法律上の情報公開の義務はありませんが、公金で事業を行う団体については、市民の信頼を得るためにも、NPO法人の情報公開に準じた対応が望まれます。

2 県のNPO法人への指導等関与のあり方

(1) NPO法の趣旨について

平成10年12月に施行されたNPO法は、ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動を行う非営利団体に対して、簡易に法人格を付与し、その活動を促進することを目的としています。

同法は、NPO法人の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用するとともに、NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公表することによって、市民の信頼を得て、市民に育てられるべきであるとの考えがとられている点が大きな特徴となっています。

また、この制度の創設によって、法人名義での契約や登記が可能となるなど、継続的な組織運営の基盤が整備されました。

(2) NPO法人の指導・監督基準について

NPO法では、所轄庁は申請が法定の認証基準に適合すると認めるときは認証しなければならないとされており、申請者自らが認証基準に適合していることを積極的に示すことが求められています。しかし、法定の認定基準を満たしているかどうかについての判断が容易でないものもあり、また、法人格取得の方法が簡便なNPO法人制度の濫用も懸念されます。このようなNPO法の理念を損なうような活動が現れてくると、健全な活動を行っている他のNPO法人に対する信頼にも悪影響を与えるおそれがあります。

県においては、NPO法人いわてNPOセンターの一連の不祥事を踏まえ、NPO法の立法の趣旨・理念に則した法の運用により、NPO法人の適切な指導を行い、市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な促進を図るため、平成22年11月に「岩手県における『特定非営利活動促進法の運用方針』について」(「参考1」)を定めました。

この方針の中では、特に、NPO法人の説明責任と市民による選択・監視機能を強化するため、認証及び監督の両段階において、NPO法人自らが広く市民に対して説明を行うよう要請することを軸にした運用を行うこととしています。

運用の基本的な考え方は、首肯できるものですが、運用方針にもあるように、NPO法人による説明と市民による監視を通じた法人運営の適正化が図られず、それが看過できない状況に立ち至れば、法人を所轄する行政庁としての立場から、NPO法に定められた権限を適時適切に行使していかなければなりません。NPO法の趣旨は踏まえつつも、NPO法において、行政庁の権限が規定・用意されていることにかんがみて、過度に抑制的な運用に陥ら

ず、県としての責任を果たしていく必要があります。バランスのとれたメリハリが効いた運用が期待されます。

なお、県は、こうしたNPO法に基づく指導・監督に限らず、日常的にNPO法人との間で情報交換（対話）等を行い、意思疎通に努め、適時適切に助言等を行うことが必要です。

(3) 市民による監視機能の発揮について

NPO法では、NPO法人について、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民による信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックの下におくこと」という考え方が取られています。

県では、法の仕組みをより有効に機能させ、NPO法人の情報を公開することで、県民のNPOへの理解を促進するとともに、NPO法人の健全な運営に資するため、NPO法で定められた事業報告書等の公開（県及び事務移譲先市町村における縦覧及び閲覧）に加えて、県ホームページ及びNPO活動交流センターにおいて、法人の情報公開書類の一部を公開し、情報提供していますが、今後も、県民への積極的な情報公開に努めていくべきです。

3 多様な主体の協働の推進

(1) 協働とは

協働とは、「共通の問題意識を持つ領域において、それぞれが個別に活動するよりも高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場のもとに協力し合う関係」です。

(2) 協働の必要性と県の姿勢

行政のみでは、社会環境の変化によって、多様化、個別化した住民ニーズに対応した公共サービスを提供していくことは困難です。また、従来、行政が行ってきた公共サービスにおいても、本来その業務を行うのにふさわしい主体はどこかが問われており、住民による様々な課題解決の取組も行われています。

こうした状況を踏まえると、県民の参画と協働による持続可能な地域社会の形成のためには、県民一人ひとりが主体的に参画し、多様な主体が役割を分担しながら、市民活動に取り組むことが必要であり、行政とは異なる当事者性、専門性、柔軟性などの特性を有するNPOや企業など、多様な主体が協働しながら地域課題に対応することが求められています。

県は、県民、市民活動団体、NPO法人、地域コミュニティ、町内会・自治会、企業など多様な主体の協働が進むよう、中心的役割を担う人材の育成に努めるとともに、情報提供や普及啓発を行う必要があります。

特に、NPO等が「新しい公共」の担い手であることや、協働の目的が、質が高く、柔軟なサービスの提供にあることについて、県民の理解が進むように一層の啓発を行う必要があります。

また、県の事業を遂行するに当たっては、それぞれの部局・職員が、こうした協働の意味合いをよく拳拳服膺し、NPOをはじめとする多様な主体に接し、尊重・理解し合いながら、自立した地域社会の構築に努めていかなければなりません

(3) 協働の意義

ア 質の高い公共サービスの提供

多くの政策は立案段階から協働で行うことにより、NPO等の様々な特性を取り入れ、質の高い、住民ニーズに対応した公共サービスの提供が可能となります。

イ 行政の体質改善を促進

行政とは異なる特性を持つNPO等と協働することにより、刺激を受け行政の質を改善する契機となります。

ウ 住民が自主的・自立的に活動する機会の増大

協働によりNPO等の活動領域を広げることは、NPO活動の活性化につながるとともに、住民が自主的に活動する機会の増大につながります。

エ 自立型地域社会の構築

住民が協働を通じて、よりよい地域づくりを目指して、自主的に地域課題の解決に取り組むことは、自治意識や課題解決力を高めることになり、自立型の地域社会構築の基礎となります。

(4) 協働の原則

ア 対等性・自主性の尊重

お互いに対等な関係のもとで、相互の自主性を尊重し合うことが必要です。

イ 相互理解

お互いの行動原理や価値観の違いを認め合い、特性(特質)を理解し合うことが必要です。

ウ 相互自立

依存や癒着関係に陥ることなく、互いに自立した関係を築くことが必要です。

エ 目的・目標の共有

目的(何のために協働するのか)と、目標(いつまでにどれだけの成果をあげるのか)を共有することが必要です。

オ 役割分担・責任の明確化

お互いに果たすべき役割や責任分担を明確にすることが必要です。

カ 透明性の確保・情報公開

常に公平さと透明性を確保しながら手続や事業を進め、協働相手や第三者に対して情報の公開を行い、説明責任を果たす必要があります。

4 県によるNPOへの事業委託のあり方

(1) 事業委託とは

協働の一つの形態である事業委託は、行政が担当すべき分野の事業を、契約により、行政にはない優れた特性を持つ第三者に委ねるものです。

行政が事業を委託する相手として、NPOは、非営利性や公共性、専門性、先駆性などの優れた特性を有しています。

県においても、事業委託の有用性を十分に認識し、効果的に活用すべきですが、本来、県が行う事業を委託するものであり、事業についての最終的な責任と成果は委託者である県に帰属することを常に意識しなくてはなりません。

(2) 事業委託の効果

ア NPOの当事者性や専門性、先駆性などの特性や能力を取り入れることで、より市民ニーズに合ったサービスや、より成果が高いサービスを提供できます。

イ NPOの持つ専門性などが発揮された企画や実施方法が期待できます。

ウ NPOにとって、使命（ミッション）に合致する事業を展開する機会が増えます。

(3) 事業委託において県として留意すべきこと

ア 委託する事業の内容は、NPOの特性や能力が発揮できるようなものであることが大切です。安価な委託先としてNPOを想定することは適当ではありません。

イ 発注は原則として競争入札により行うべきですが、NPOの専門性、先駆性などの特性を活かす方法として「企画提案型」の発注方式が効果的な場合もあります。

ウ 契約方法、支払方法、契約書、業務仕様書の内容について、お互いに確認することが大切です。仕様書の作成に当たっては、NPOが行政の下請的な立場にならないよう留意し、NPOの自主性が発揮されるよう意見を取り入れるなど、工夫する必要があります。

エ 委託に慣れていないNPOも多いことから、委託事業の性格、進め方、役割分担、責任などについて、十分確認する必要があります。その過程の中で、県は、必要な情報やアドバイスの提供に努めなければなりません。

オ 委託事業の実施状況について、随時確認し、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方協議のうえ進めることとなりますが、最終的な責任は委託者としての県にあるので、委託者側の判断に従わなければならないことを確認する必要があります。

カ 委託の責任や成果は委託者に帰属しますが、受託者にも事業の成果に対する一定の責任があることをあらかじめ理解してもらう必要があります。

(4) 事業委託の手續の適正化に関するガイドラインの作成

NPO法人いわてNPOセンターの一連の不祥事は、身の丈を超えた過度な業務を受注した結果、適正な履行が確保できなかったことや、不正な事務処理や経理処理に対する自浄作用が働かず、情報公開も十分でなかったことが大きな原因です。

県として、同法人におけるコンプライアンスの欠如や、不健全な運営等を見抜けなかった点は反省すべきものです。

そうした中ではありますが、新しい公共の担い手の一つとして、NPOが地域において期待される役割はますます重要になっており、NPOの専門性や先駆性等を活かした事業委託

の機会は増えています。

事業委託に当たっては、県全体として統一的な観点に立って、事業の特性に応じた委託先の選定基準や、事業の執行方法等を定める必要がありますが、これまでは県の各部局がそれぞれに取扱いを決定し、運用してきており、県として全庁的に共通の取扱いはとられてきませんでした。

この度、県では、委託先の選定に当たって、より透明性や公平性を確保するとともに、事業を受託した団体が県民から信頼され、適切な事業執行の中で成長していくことを期待して、事業委託に係る契約手続の留意事項を示した「**NPOを対象に含む事業委託の手続の適正化に関するガイドライン**」（「参考2」）を作成し、県の組織全体に対して周知を図っています。

今後は、このガイドラインの趣旨に沿って、それぞれの事業内容も踏まえつつ、NPO等に対する事業委託が適切に行われることが望まれます。また、ガイドラインについては、その運用実態を見極めつつ、必要に応じ、改善を図っていく必要があります。

(5) 県職員のNPOへの適切な参画について

県職員が地域社会の一員として、NPO活動や地域活動に率先して参加することは、「いわて県民計画」の推進のためにも、大いに奨励されるべきものです。

こうした中、県職員がNPOの構成員となり、地域課題の解決に当たっていく機会も増えていくものと思われます。県職員が役員に就任しているNPOと県が委託契約（指定管理を含む。）の関係に立つ場合は、中立・公正を疑われないよう、その選定過程において、より一層の透明性を確保し、県民の理解と信頼を得ながら事業を実施する必要があります。事業を直接担当する職員や事業の決裁権を持つ職員が、応募しているNPOの役員である場合のように、特に疑念を招きやすい場合においては、委託契約の締結は回避する取扱いが望まれます。

おわりに

本提言は、「新しい公共」の担い手として期待されるNPOの健全な発展に向けた活動のあり方についてまとめるとともに、NPOに対して県に求められる関わり方について示したものです。

本提言の趣旨を踏まえて、NPOの健全な活動が県内で広く展開され、それが、県民、市民活動団体、NPO法人、地域コミュニティ、町内会・自治会、企業、行政などの多様な主体による協働の活発化・深化につながり、ひいては「いわて県民計画」に掲げる「希望郷いわて」の実現に寄与することを願ってやみません。

そのため、それぞれのNPO、そして何よりも県当局において、本提言に即した取組が着実に実行されることを切に期待します。

岩手県における「特定非営利活動促進法の運用方針」について

平成22年11月1日

岩手県政策地域部

(趣旨)

平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）は、ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動を行う非営利団体に対して、容易に法人格を付与することなどを通じて、その活動を促進することを目的としている。

この特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）制度の創設によって、法人名義での契約や登記が可能となるなど継続的組織運営の基盤が整備されるとともに、法人の事業報告書等の情報の公開によって、活動について市民が参加し、利用し又はチェックしていくという仕組みが整備された。

また、NPO法は、NPO法人の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用している点が大きな特徴となっている。

一方、NPO法上、所轄庁は申請が法定の認証基準に「適合すると認めるとき」（法第12条第1項）は認証しなければならないとされており、申請者自らが認証基準に適合していることを積極的に示さなければならないことが求められているが、設立申請の増加する中で、法定の認証基準を満たしているかどうかについての判断が必ずしも容易でないものも少なくない。さらには、法人格取得の方法が簡便なNPO法人制度の濫用も懸念される場所である。このようなNPO法の理念を損なうような活動が現れてくると、健全な活動を行っている他のNPO法人に対する信頼にも悪影響を与えるおそれがある。

このため、内閣府においては、NPO法の立法趣旨・理念に則した運用を明らかにした「NPO法の運用方針」（平成15年3月25日）が策定（同年12月18日改定）され、本県においても、これまで運用の目安としてきたところである。

本県においても多くのNPO法人が設立認証を受け各地で様々な活動を行っており、新たな公益活動の担い手として期待が高まっている中で、NPO法人制度の健全な発展を図る観点から、内閣府の運用方針に準拠しつつ本県におけるNPO法の運用方針を新たに定め、次の内容を盛り込むこととする。

- ① 設立認証の判断基準（「主たる目的性」及び「非営利性」の法定要件への適合性）及び設立後の運用判断基準を示し、NPO活動の透明性とさらなる活性化を図る。
- ② 監督権行使の基準や不利益処分等の基準を示し、法令違反行為や社会的に悪影響を及ぼす行為に対し、所轄庁として法制度の信頼性や安定性を保障する見地から、看過することなく速やかに対応する。
- ③ NPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行う「市民への説明要請」の実施方法を示し、NPO法人の説明責任と市民による選択・監視機能の一層の発揮を図る。

本県では、これらを軸に据えた運用を認証及び監督の両段階において一貫して行う。

1 設立認証の判断基準及び設立後の運用判断基準

「特定非営利活動を行うことを主たる目的」（NPO法第2条第2項）とすること、「営利を目的としないものであること」（NPO法第2条第2項第1号）という法定の認証要件に関し、最低限満たす必要のある基準を示す。

また、法人設立後にも、適正に法人運営がなされているかの運用判断基準を示す。

(1) 定款記載事項

設立認証の判断基準

法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業の内容が、定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること。

<説明>

定款は法人の根本規則を定めたものであり、対内的にも、対外的にも、設立認証審査においても最も重要な文書である。NPO法では、第11条第1項に「目的」（同項第1号）、「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」（同項第3号）、「その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項」（同項第11号）等を記載しなければならないとされている。

特に法人の目的、行う事業等については、特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を判断する上で、重要な事項であり、定款に具体的かつ明確に規定されていることが必要である。

(2) 特定非営利活動に係る事業

設立認証の判断基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。

設立後の運用判断基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模が、総支出額の2分の1以上であること。

※ 2事業年度連続して支出総額の3分の1以下である場合は、報告徴収の対象となり得る。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（NPO法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。

その一方で、NPO法人は「特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）」を行うことが認められている。ただし、それは、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（NPO法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、その他の事業の規模が過大となり、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、少なくともその他の事業の支出規模（事業費及び管理費）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

(3) その他の事業

ア 経営

設立認証の判断基準

その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと。

設立後の運用判断基準

「その他の事業」は、正当な理由がない限り収益が上がることとなっており、赤字計上されていないこと。

※ 2事業年度連続して赤字計上されている場合は、報告徴収の対象となり得る。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（NPO法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業は、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（NPO法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、「その他の事業」の実施にあたっては、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。事業計画上、赤字計上されているその他の事業は、少なくとも「支障がない限り」行われることが意図されているとはいえない。

イ 収益

設立認証の判断基準

その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。

設立後の運用判断基準

「その他の事業」で生じた収益が、特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。

※ 2事業年度連続して全額繰り入れられていない場合は、報告徴収の対象となり得る。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（NPO法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業の「収益」については、「特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない」（NPO法第5条第1項）とされている。

したがって、その収益は、当然に特定非営利活動に係る事業の実施のために使用する必要があることから、その他の事業の継続に必要な所要額を除き、速やかに特定非営利活動に係る事業に全額繰り入れることが必要である。

(4) 管理費

設立認証の判断基準

管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

設立後の運用判断基準

管理費の総支出額に占める割合が、2分の1以下であること。

※ 2事業年度連続して3分の2以上である場合は、報告徴収の対象となり得る。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（NPO法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。また、「営利を目的としない」（NPO法第2条第2項第1号）法人であり、構成員の経済的利益を追求し、終局的に収益が構成員個人に分配することを目的としないことも求められている。

管理費はNPO法人の運営に必要な基礎的な経費であるが、役員報酬、職員の人件費などNPO法人内部に還元される傾向が強いものであることから、管理費の規模が過大となり、「主たる目的」の特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。

したがって、少なくとも管理費の支出規模（管理費の合計）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

※ 管理費

「管理費」とは、法人の各種の業務を管理するため、毎事業年度経常的に要する支出であり、法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用をいう。事業の実施のために直接要する費用は「事業費」に計上されることとなる。管理費の例としては、総会・理事会の開催運営費、管理部門に係る役員報酬・人件費、交通費等が挙げられる。

なお、ここでいう「管理費」とは、特定非営利活動に係る事業の管理費及びその他の事業の管理費の合計を指す。

※ 事業費

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」（注・・・当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。）等が挙げられる。

2 監督権行使の基準

次の場合、NPO法人の監督及び指導を速やかに実施する。

(1) 業務又は財産に関する報告徴収及び立入検査（NPO法第41条第1項）

ア NPO法違反

NPO法人の維持存続・運営に関する事項のうち特に重要なものは、報告徴収・立入検査を実施する。

法人の管理運営に係る事項については、自主的な改善を促し、一定期間の後、改善の見込みがないと思われる場合には、報告徴収・立入検査を実施する。

法人の意思決定に係る事項については、原則としてNPO法人内部の改善措置に委ねる。ただし、法人運営が法を無視して継続され、関係者からの情報提供及び監督権限行使の要望が所轄庁に寄せられている場合は、報告徴収・立入検査を検討し、必要があると認めた場合には実施する。

なお、報告徴収・立入検査の対象となる違反行為（疑義も含む）は別に定めるものとする。

イ 行政法規違反

他の行政法規（NPO法以外）の違反については、当該法令の所管官庁が法令違反を理由とした処分又は違法性の認定を行った場合、報告徴収・立入検査を実施する。

ウ 刑事法規違反

NPO法人の役員等が、法人の事業として行った行為の中で刑事事件を犯した場合（当該事件の関係者からの情報提供や報道などから社会的な問題となっている場合も含む）、その内容、罪の軽重、社会的影響の程度などを考慮し、報告徴収・立入検査を実施する。

エ 行政処分違反

行政処分違反については、当該法令の所管官庁が当該行政処分に違反するものと判断した場合、報告徴収・立入検査を実施する。

オ 定款違反

定款違反についてはNPO法人の運営上の問題であることから、原則としてNPO法人内部の改善措置に委ねる。

ただし、総会手続違反などの意思決定に係る部分をはじめ、運営方法に重大な瑕疵があり、かつ、社員・監事・当該法人の受益者や利害関係者等から所轄庁に対して情報提供、報告又は監督権限行使の要望があり、当該利害関係者が、監事への申し立てや総会開催の要請などのしかるべき内部手続を講じても依然として改善される見込みがないなど、所轄庁として看過できない場合は、報告徴収・立入検査を実施する。

カ 市民への説明要請

法人に対して報告徴収を実施した場合は「市民への説明要請」を実施する。

また、報告徴収に対する回答が得られない場合も、その旨を踏まえ、再度、「市民への説明要請」を実施する。

なお、前記と併せ、実施した市民への説明要請や当該法人からの報告等については、岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

3 不利益処分の基準

次の場合、NPO法人に対し、不利益処分を速やかに実施する。

(1) 改善命令の実施（NPO法第42条）

NPO法第41条第1項の規定による調査などによりNPO法人に違法な事実があることが明らかになった場合は、違法事由の内容、違法性の程度などを勘案し、下記の方法により改善命令を行う。

なお、改善命令の対象となる違反行為は別に定めるものとする。

ア 弁明の機会の付与

NPO法人に対して、改善命令をしようとする場合には、当事者（当該行政処分の名あて人となる者）に対し、意見陳述・証拠書類等の提出の機会を与えるため、事前に行政手続法に基づく弁明の機会の付与を行う。

イ 改善命令の方法

弁明書の提出期限後2週間を経過しても提出がない場合又は弁明に正当な理由が認められない場合は、当該NPO法人に対し、改善命令を行う。

なお、改善命令は、当事者に対し文書により通知し、その内容は、改善の必要となる措置の内容、改善命令の原因となる事実をできる限り具体的に明示する。

さらに、改善に係る結果等（改善報告書）の提出期限を明記する。

ウ 改善命令の公表等

法人に対して改善命令を行った場合は、報道機関への資料提供を行うとともに岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

また、法人に対して、改善命令に対する「市民への説明要請」を併せて実施する。

なお、説明要請の内容や、その後、法人から提出された改善報告書は、岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

(2) 設立認証の取消処分（NPO法第43条）

設立認証の取消処分にあつては、再度の改善命令や改善命令違反に対する刑事罰（罰金刑）の告発など、当該NPO法人の違法状態を解消するために取り得る他の手段の有無についても十分に検討する。

なお、当該違法行為の程度、当該法人の取組（違法状態の改善のための取組状況や違法状態解消のための代替措置などの取組状況）も十分勘案し、法制度の信頼性や安定性に与える影響等を踏まえ、最終的に設立認証の取消しを行うか否かの判断をする。

設立認証の取消しにあつては、原則として改善命令を経ることとする。

ただし、違法行為をめぐる社会的状況が極めて深刻な場合であつて、改善命令によってはその改善を期待することができないことが客観的状況から判断できる場合に限り、改善命令を経ずして設立認証の取消しを行うものとする。

設立認証の取消しは、別に定める要件に該当する場合に限り行うものとし、下記の方法によって行うこととする。

ア 聴聞の手続

設立認証の取消しをする場合には、当事者に対し、意見陳述・質問等の機会を与えるため、事前に行政手続法に基づく聴聞を行う。

イ 設立認証の取消処分の方法

設立認証の取消しに関する決定については、聴聞調書の内容及び聴聞報告書に記載された主宰者の意見及びNPO法人事務所の現地調査等の結果を踏まえ、聴聞終結後速やかに行う。

設立認証の取消処分を行うことを決定したときは、当事者に対し、文書により通知する。その内容は、取消しの原因となった違法行為の内容、違法の根拠となる法令の名称及び該当条文（定款にあっては該当条項）を明記する。

ウ 設立認証の取消処分の公表

設立認証の取消処分を行った場合は、当該行政処分的事实等について、報道機関への資料提供を行うとともに岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

エ 関係機関への通知

設立認証の取消処分を行ったときは、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第14条第4項の規定に基づき、当該NPO法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局で解散登記の嘱託を行う。

また、NPO法第32条の4の規定に基づき、当該NPO法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所あてに、NPO法人の解散について通知する。

4 「市民への説明要請」の実施

（1）基本的な考え方

NPO法は、NPO法人について「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民からの信頼を得て、市民によって育てられていくものとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックの下におくこと」（内閣府に設置された「NPO法の適切な運用等に関する検討会」報告（平成15年2月4日））としている。ここでは、市民による緩やかな監督、あるいはそれに基づくNPO法人の自浄作用による改善、発展が期待されている。

このようなNPO法の理念に照らすと、NPO法人に関する情報は、できる限り広く市民相互に提供され、かつ、共有されることが望まれる。これにより、市民に対して、当該NPO法人について有益な活動が行われていると認め、これに積極的に参加するという機会や、何らかの疑問を抱き、これに説明や改善を求めるといった機会が提供されることとなる。また、NPO法人にとっても広く市民からの支援を得たり、自身への疑問を払拭したりする契機が与えられる。このような市民社会の実現に向けて、行政としても、こうした市民による選択・監視機能が一層発揮されるための環境を整備していくことが重要である。

ところで、市民から所轄庁に対して、認証申請者やNPO法人に関する活動等を懸念する様々な情報が提供されることがある。また、NPO法人からの事業報告書等の不提出や設立認証後の登記未了などの不備等も見受けられる。このような場合、先に述べた環境整備の重要性に鑑みれば、所轄庁としても、提供を受けた情報や不提出等の事実に基づいて、市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることが適当である。

そこで、市民から情報提供がなされた場合や事業報告書等の不提出等の場合、所轄庁として、当該NPO法人に対し、下記（2）のとおりNPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行う

よう要請する（以下「市民への説明要請」という。）こととする。そのうえで、所轄庁における手続の透明性を確保する観点をも加味し、「市民への説明要請」及びこれに対する当該NPO法人による市民への説明の内容につき、基本的に公開することとする。

（２）具体的な内容

ア 「市民への説明要請」を実施する場合

（ア）市民からの情報提供等による「市民への説明要請」の実施

「市民への説明要請」は、あくまでも市民による選択・監視機能が発揮されるための環境整備として自主的な説明を行うよう要請するものであり、NPO法上規定されている所轄庁による監督とは異なり、これに応じなかったということだけで不利益に取り扱われるものではない。

ただし、行政の関与という側面もあるため、これを抑制的に運用することが妥当と考えられる。このため、市民からの情報提供、報道等により、何らかの法令違反に該当することが推認されるなど、認証段階で、申請書類のみをもってしては法定の認証基準に適合することが積極的に示されているとは認められない場合や、監督段階で、必要な場合において実施することとする。

なお、定款変更の認証に関し、NPO法第25条第5項は、同法第12条に定める設立の認証基準を準用していることから、これは定款変更の認証基準にもなっているものと解される。したがって、市民からの情報提供等により当該認証基準への適合性が積極的に示されているとは認められない場合、設立の認証時と同様に実施することとする。

（イ）事業報告書等が提出されていない場合等における「市民への説明要請」の実施

事業報告書等の全部又は一部が提出されていなかった場合、「市民への説明要請」を実施する。

（ウ）監督段階（NPO法第41条・42条）における「市民への説明要請」の実施

監督を行う際にも、市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることの重要性に鑑み、「市民への説明要請」を実施することとする。

具体的には、NPO法人が法令、法令に基づいて行う行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、所轄庁は、当該疑いについて報告徴収等を行うことができる（NPO法第41条第1項）。その報告の内容に関し、当該NPO法人に対し「市民への説明要請」を行うこととする。

また、NPO法人がNPO法第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令、法令に基づいて行う行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき、所轄庁は、改善命令を行うことができる（同法第42条）。それを行う際には、所轄庁は、当該NPO法人に対し是正措置を採ることを命ずるとともに、その是正措置の内容に関し、「市民への説明要請」を行うこととする。

イ 「市民への説明要請」の内容

- NPO法人に対しては、①おおむね以下の事項につき市民に対する説明を自主的に実施する、②実施された説明内容（対外的に公表されたもの）を記載した文書を所轄庁に対し速やかに送付

することについて、文書をもって要請することとする。その際、情報提供者に関する個人情報について、所轄庁として、取扱いに十分配慮すべきことはいうまでもない。

(ア) 提供された情報内容等に関する事実関係

(イ) 認証段階においては、認証基準への適合性を積極的に示す事項

監督段階においては、報告徴収の報告の内容、改善命令に対する是正措置の内容

なお、事業報告書等が提出されていない場合及び設立の認証後登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書が提出されていない場合には、提出されていない理由及び今後の提出の予定等に関し説明を要請することとする。

ウ 「市民への説明」の方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、当該NPO法人の検討に委ねられるものである。参考例としては以下のものがある。

なお、説明内容を記載した文書を所轄庁に対して送付し、所轄庁のホームページに掲載することによって代替することもできるよう配慮する。

(例)

- ・ 申請者の住居所や当該NPO法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・ 当該NPO法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくことが望ましいと考えられる。）

監督権行使及び不利益処分に係る実施基準について

平成22年11月 1 日

第 1 業務又は財産に関する報告徴収及び立入検査の実施（特定非営利活動促進法第41条第 1 項）

1 特定非営利活動促進法（以下、この基準において「法」という。）違反

（1）法人の維持存続・運営に関する事項のうち、特に重要なもの

- ・ 法第 2 条（定義）違反
- ・ 法第 5 条（その他の事業）違反
- ・ 法第 8 条が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年第48号）第78条（代表者の行為についての損害賠償責任）違反
- ・ 法第12条第 3 号（暴力団非該当性）違反

（2）法人の管理運営に係る事項

- ・ 法第12条第 4 号（設立認証基準のうち社員数要件）違反
- ・ 法第15条（役員の数）違反
- ・ 法第19条（監事の兼職禁止）違反
- ・ 法第20条（役員の数格事由）違反
- ・ 法第21条（役員の数族等の排除）違反
- ・ 法第22条（役員の数員事由）違反
- ・ 法第24条第 1 項（役員の数期）違反
- ・ 法第28条第 2 項（事業報告書等の閲覧）違反

（3）届出及び報告書等の未提出

- ・ 法第23条第 1 項（役員変更届）の未提出
- ・ 法第25条第 6 項（定款変更届）の未提出
- ・ 法第29条第 1 項（事業報告書等）の未提出
- ・ 法第31条第 4 項（解散届）の未提出
- ・ 法第31条の 8（清算人就任届）の未提出
- ・ 法第32条の 3（清算結了届）の未提出
- ・ 法第39条第 2 項（合併登記完了届）の未提出

第 2 改善命令の実施（法第42条）

1 法第12条第 1 項第 2 号（設立認証基準）の違反

- （1）特定非営利活動を行うことを主たる目的としていないことが認められる
- （2）営利を目的としていることが認められる
- （3）社員の資格の得喪について、不当な条件を付していると認められる
- （4）役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の 3 分の 1 を超えている
- （5）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としていると認められる

- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていると認められる
- (7) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていると認められる

2 法12条第1項第3号（設立認証基準）の違反

法人が暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当していることが、法第43条の2の規定に基づく警視總監若しくは警察本部長の意見聴取又は法第43条の3の規定に基づく警察本部長から県への意見により、確認できたとき。

3 法第12条第1項第4号（設立認証基準）の違反

法人が10人以上の社員を有していないことが、法第29条第1項の規定に基づいて提出される事業報告書等、役員名簿等及び定款等又は法第41条第1項の規定に基づく報告・検査その他の調査により県が収集した資料若しくは市民から情報提供された資料等の証拠から事実確認ができたとき。

4 法令又は定款に違反

前記以外の法の規定、法に基づく政令若しくはその他の法令（法律、政令、府省令のほか、人事院、会計検査院、裁判所、国会各議院の規則、地方公共団体の条例、規則等を含む。）の違反又は当該法人の定款の違反について、法第29条第1項の規定に基づいて提出される事業報告書等、役員名簿等及び定款等又は法第41条第1項の規定に基づく報告・検査その他の調査により県が収集した資料若しくは市民から情報提供された資料等の証拠から合理的に事実確認ができたとき。

5 法令に基づいてする行政庁の処分に違反（いずれかに該当した場合）

- (1) 法第41条第1項の規定に基づく報告命令に対して報告をしなかった又は虚偽の報告をしたとき
- (2) 法第41条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したとき
- (3) 法第42条の規定に基づく改善命令に従わなかった又は回答しなかったとき
- (4) 法人が行う事業等に関する関係法令に基づく行政庁の処分に違反したとき

6 その運営が著しく適正を欠くと認めるとき（いずれかに該当した場合）

- (1) 法人の監事から、法第18条第3号の規定に基づき、具体的な証拠書類を付した上で、法人の業務又は財産に関し不正な行為について所轄庁に報告があったとき
- (2) 法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなり、法第31条の3に定める破産手続開始の決定の要件に該当したとき
- (3) 法人の運営が著しく公共の福祉を害すると認められるとき

第3 設立認証の取消し（法第43条第1項、第2項）の実施

- 1 法第42条に基づく改善命令に従わなかった場合又は改善命令の期限内に回答がなかった場合で

あって、次のいずれかに該当したとき

- (1) 当該法人の事業等において、ほかに所管庁がないとき
- (2) 法人が実施した事業に関する個別業法等に基づき、当該事業所管庁が指導・監督・処分を行うことができない場合又は行ってもその改善が見込まれないとき
- (3) 法人の役員全員が欠けたとき（死亡若しくは生存していても欠格事由に該当したとき又は事実上若しくは法律上の原因から職務活動をすることができないとき）
- (4) 法人の役員全員の所在が不明であるとき

2 過去3年以上にわたって法第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないとき

- (1) 法第29条第1項及び特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）第3条第1項の規定により義務付けられた、毎年1回の提出期限（法人の事業年度始めの3月以内）を経過した時点において、法人が事業報告書等、役員名簿等又は定款等を過去3年間にわたって1度も提出していないときに適用する。
- (2) ただし、休眠法人（法第29条第1項の規定により義務付けられた書類の提出を行わない法人をいう。）の整理のための規定であることを踏まえ、法人が事業報告書等、役員名簿等又は定款等のうちいずれか1つの書類でも提出している場合及び法人が不完全な書類（法定の記載事項を満たしていない書類をいう。）を提出している場合には、前記（1）を適用しない。

なお、書類の一部提出及び不完全な書類の提出は、法第29条第1項違反に該当するため、法第42条の規定による改善命令の対象となる。

3 法令に違反した場合において、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないとき

- (1) 法第42条の規定による改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかなきときは、次のいずれかに該当した場合をいう。
 - ア 法人が違法行為（詐欺行為、暴力行為等）を行っていることが明らかであるとき
 - イ 改善命令を行っている間にも、市民が当該違法行為による深刻な被害を被るおそれがあるとき
 - ウ 違法行為による被害者が続出し、速やかに監督権限を行使しなければ、法の趣旨が著しく損ねられる可能性が高いとき
 - エ 法第10条第1項第2号イ及びロ、並びに同項第4号の書類における虚偽が明らかに認められるとき
- (2) 他の方法により監督の目的を達することができないときは、次のいずれかに該当した場合をいう。
 - ア 当該法人の事業等において、ほかに所管庁がないとき
 - イ 法人が実施した事業に関する個別業法等に基づき、当該事業所管庁が指導・監督・処分を行うことができないとき又は行ってもその改善が見込まれないとき
 - ウ 法人の役員全員が欠けたとき（死亡若しくは生存していても欠格事由に該当したとき又は事

- 実上若しくは法律上の原因から職務活動をすることができないとき)
- エ 法人の役員全員の所在が不明であるとき
 - オ 法人の役員が社員の所在を把握しておらず、法人の総会が年1回開催されていないとき

市民への説明要請実施基準について

平成22年11月 1 日

1 市民から情報等が寄せられたときの対応

(1) 実施基準

市民から情報等が寄せられたときには、アからエの基準に基づき、総合的に判断した上で、当該団体に対して、運用方針に定める市民への説明要請を行う。

ただし、緊急の場合にはこの限りではない。

ア 情報提供が概ね5件以上で複数の者からの提供であること

イ 情報提供の内容に合理性があり、法令等に違反することをうかがわせる具体的な情報であること

ウ 客観的証拠があること

エ 情報提供者の属性に問題がないこと（当該団体との利害関係の有無、同一グループによる情報か否か等）

緊急の場合とは、運営が著しく適正を欠いている疑いがあり、速やかに対応する必要がある場合などである。

(2) 報告期限

当該団体に対して17日以内に県に報告するよう求める。

(3) 実施後の対応

NPO法人から回答があったときは、原則として1か月間、これを岩手県公式ホームページ（<http://www.pref.iwate.jp/>）に掲載し、公表する。

改善がみられない場合には、改善が見受けられるまで期間を延長して公表する。

また、1か月の報告期限を過ぎても回答がない場合にも、回答があるまで、その旨を岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

2 法令に基づく書類を提出しないときの対応

(1) 実施基準

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）第3条第1項の規定による提出期限後1か月を経過しても、NPO法第29条第1項に規定する事業報告書等の書類が提出されていない場合は、当該法人に対して書類の提出を督促する。

督促して1か月経過しても提出されない場合には、再度督促する。

再度督促して2か月経過しても、なお書類が提出されない場合には、裁判所に対して、過料事件通知書を送付する。

3年以上にわたって提出がない場合には、市民への説明要請を実施する。

(2) 報告期限

当該団体に対して17日以内に県に報告するよう求める。

(3) 実施後の対応

県は、①当該団体に報告を求めたとき、及び②当該団体から報告がなされたとき、又は③期限を過ぎても当該団体から報告がなされなかったときに、岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

なお、岩手県公式ホームページでの公開は、NPO法人から書類が提出されたときに削除するものとする。

3 報告徴収、改善命令等を実施したときの対応

(1) 実施基準

報告徴収、改善命令等のNPO法上の監督を実施した場合、及び当該NPO法人が報告や改善措置等を行わない場合は、この旨岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

(2) 報告期限

当該団体に対して14日（報告徴収は17日）以内に県に報告するよう求める。

(3) 実施後の対応

県は、①当該団体に報告徴収、改善命令等を実施したとき、及び②当該団体から報告等がなされたとき、又は③の期限を過ぎても当該団体から報告等がなされなかったときに、岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

なお、岩手県公式ホームページでの公開は、NPO法人から書類が提出されたときに削除するものとする。

4 岩手県公式ホームページにおける公開基準

(1) 方法

原則として、当該団体から提出された文書をスキャナにより複写して公開する。

(2) 公開しない場合

次の場合には、当該団体から提出された文書の記載の一部を削除して公開するものとする。

- ア 個人情報保護の観点から公開することが適切でない記載がある場合
- イ 特定の個人又は団体を誹謗中傷し、又はそのおそれのある記載がある場合
- ウ 政治活動又は宗教活動に該当する記載がある場合
- エ 営利活動に該当する記載がある場合
- オ 犯罪を誘発し、又はそのおそれのある情報を提供する記載がある場合
- カ 公序良俗に反する記載がある場合
- キ その他市民への説明要請の趣旨に反する記載がある場合

NPOを対象に含む事業委託の手續の適正化に関するガイドライン

平成 22 年 12 月

岩手県政策地域部

目 次

はじめに

1	目的	1
2	定義	1
3	事業の委託	1
(1)	委託先の選定基準・選定方法の決定	2
①	選定基準の明確化	2
	選定基準（例）	
	○ 団体に関する基準	
	○ 事業内容に関する基準	
②	選定方法の決定	4
(2)	企画提案方式による委託先の選定	4
①	応募資格要件の決定	5
②	審査方法の決定	5
	○ 審査委員	
	○ 審査方法	
③	審査基準の決定	5
④	募集要項の作成	6
⑤	広報・公募	7
⑥	審査会の開催	7
⑦	決定	8
(3)	選定結果の公表	8
4	委託事業の執行	8
(1)	進捗状況の管理	8
(2)	適正な団体運営の確認	8
(3)	概算払・前金払	8
5	事業完了	8
(1)	事業の完了確認	8
(2)	収支実績の確認等	8
	【参考様式1～7】	9～15

NPOを対象に含む事業委託の手續の適正化に関するガイドライン

はじめに

新しい公共の担い手の一つとして、NPOが地域において期待される役割はますます重要になっており、NPOの専門性や先駆性等を活かした事業委託の機会は増えている。

こうした契約に当たっては、事業の特性に応じて委託先の選定基準や、事業の執行方法等を定める必要があり、これまでは各部局がそれぞれに取扱いを定めることに委ね、全庁的に共通の取扱いはとられてこなかった。

このため、委託先の選定に当たってより透明性や公平性を確保するとともに、事業を受託した団体が県民から信頼され、適切な事業執行の中で成長していくことを期待し、NPOを対象に含む事業委託に係る契約手續の基本的な考え方や手法などについて、共通して留意・考慮すべき事項をガイドラインとして示すものである。

各部局においては、このガイドラインを参考にしながら、NPOを対象に含む業務委託について適正に取扱うべきである。

なお、指定管理者の場合は、「公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン（平成16年7月23日岩手県総務部）」に基づき運用されるものであるが、必要に応じて本ガイドラインの趣旨を踏まえつつ、制度の趣旨も考慮しながら、本ガイドラインに準じた適正な手續をとることが期待される。

1 目的

このガイドラインは、新しい公共の担い手の一つとして期待されるNPOを対象に含む委託契約に係る発注手續、執行確認等の適正化を図ることにより、委託相手先である団体の健全な発展に寄与するとともに、県民に対し、より効率的・効果的なサービスを提供していくことを目的とする。

2 定義

このガイドラインにおいて「NPO」とは、①特定非営利活動法人（NPO法人）、②ボランティア団体・市民活動団体、③町内会・自治会等の地縁組織など、公益的な活動を自主的・自発的に行う民間団体を指す。

3 事業の委託

事業委託は、行政が担当すべき分野の事業を、行政が直接執行するよりも、民間が実施する方が専門性や先駆性などの観点から有効であるとの判断のもと、対等な契約関係により行われるものであり、NPOをはじめとする委託先団体の直接的支援が目的ではないが、事業の遂行の過程を通じて、委託先団体の運営力の向上が期待される。

契約を締結することで、受託団体は、契約書や仕様書に定められた内容を信義に従い誠実に履

行する義務が発生する。また、本来行政が行う事業を委託するものであるため、事業についての最終的な責任と成果は、委託者である行政に帰属する。

NPOへの委託に係る予算の積算での留意点

・NPOに委託する場合の事業の経費は、通常より低く見積もるのは適当ではない。

NPOへの委託は、「安上がりで事業を実施するために」行うものではない。「NPOがやるから人件費は必要ない」、「NPOがやるから経費が行政や企業より安くなるはず」などの考えは誤りである。

事業の内容によっては、ボランティアの活用などで結果的に経費が抑えられることはあるが、NPOの柔軟な発想や提案、専門性に対して適正な対価を支払うことが必要である。NPOは非営利組織であるが、事業を実施するためには、直接経費のほか、人件費等の経費は当然必要となる。

・NPOへの委託事業に、企業における一般管理費等を含めること。

NPOは行政にとって安価な下請け先ではなく、非営利団体だから間接費は必要ないということはない。

NPOの専門性等を判断し、直接経費以外に、相応の最低限必要な事務経費を含めるようにすることが必要であり、このことにより、組織や活動の継続性、安定性が確保され、サービス向上につながる事となる。

(1) 委託先の選定基準・選定方法の決定

① 選定基準の明確化

委託先の選定基準は、事業目的や期待する効果、事業形態によって変わる。意見交換や企画立案への参画のような場合は、できるだけ広く参加を呼びかけるが、高い専門性や企画力などを必要とする事業の場合は、事業内容に応じ選定基準を定めることが必要である。また、NPOと企業等を一緒に募集の対象とする場合においては、一層公平性に配慮する必要がある。

選定基準は、募集要項に記載し公表する。

以下に示す選定の基準となる項目を参考に、事業の性質、契約の対象と見込まれる相手等に応じて、適当と思われる項目を盛り込むこと。

◇ 選定基準（例）

○ 団体に関する基準

項 目	内 容
活動実績・活動内容	<input type="checkbox"/> 委託事業に通じる事業実施経験があるか。（ノウハウ、専門性等） <input type="checkbox"/> 定款等に規定する事業目的と合致する活動内容か。 <input type="checkbox"/> 活動地域はどの範囲か。 <input type="checkbox"/> 受益者数はどれくらいか。 ※NPO法人の認証審査に際しては、活動実績は問われない。このため、NPO法人への委託を考える場合、公益的な活動を行っているかなど、個々の活動実績を見て判断することが必要となる。
事業実施能力	<input type="checkbox"/> 継続的・安定的な事業を実施しているか。 <input type="checkbox"/> 事業計画の経費や人員、スケジュール等は妥当か。 <input type="checkbox"/> 責任能力があるか。不測の事態に対応できる体制を有しているか。
専門性などの特性	<input type="checkbox"/> テーマに対する専門性・実績があるか。 <input type="checkbox"/> 専門家や資格者の参加があるか。 <input type="checkbox"/> 先駆性、専門性、柔軟性などの特性があるか。 <input type="checkbox"/> 現場をよく知り、ニーズを的確に把握しているか。
財政状況	<input type="checkbox"/> 適切な経理をしているか。（会計帳簿類の整備、監査状況） <input type="checkbox"/> 収支は健全か。
運営の透明性・安定性	<input type="checkbox"/> 事業報告書、経理状況、活動内容など情報公開を行っているか。 <input type="checkbox"/> 自己評価等を実施しているか。
会員数や事務局体制	<input type="checkbox"/> 事業を十分に行うことができる事務局体制か。 <input type="checkbox"/> 多くの会員による支援があるか。 <input type="checkbox"/> 外部との協力体制やネットワークがあるか。
法令遵守	<input type="checkbox"/> 法令等に違反していないか。 <input type="checkbox"/> 法令を遵守し、適正に委託業務を実施できる体制が構築されているか。
その他 （基本的事項）	<input type="checkbox"/> NPO法人の場合 ◇NPO法に則り適切に事業報告書等を提出しているか。 ※事業報告書は、NPO・文化国際課で閲覧可能。 ◇NPO法に則り適切に登記を行っているか。 ※役員変更も登記事項。必要に応じ、登記事項証明書により確認する。 <input type="checkbox"/> 宗教活動や政治活動を行っていないか。 <input type="checkbox"/> 暴力団との関係はないか。特定の個人や団体、企業等との過度な関係はないか。

○ 事業内容に関する基準

項 目	内 容
外部委託による効果	<input type="checkbox"/> 期待した特性が活かされた企画内容になっているか。 <input type="checkbox"/> 新規性や独創性があるか。 <input type="checkbox"/> 将来的な波及効果が期待できるか。 <input type="checkbox"/> 行政が単独で行うより成果が上がるか。
事業目的との整合性	<input type="checkbox"/> 事業目的や趣旨と企画が整合しているか。団体の目的（ミッション）と整合しているか。
企画の実現性	<input type="checkbox"/> 予算や取組み方法、人的資源や専門性などから企画が実現可能なものになっているか。

② 選定方法の決定

事業の内容等によって選定方法は異なるが、いずれの場合も委託先の選定は公平かつ公正に行う必要がある。

委託先を選定する場合、過去に実績のある団体を選びがちであるが、特定の団体に事業が偏ったり、他の斬新な企画や団体の成長を妨げる結果になりかねないことから、積極的に企画提案を募るよう努めることが必要である。

特命による随意契約を締結する場合は、契約方法の根拠（地方自治法第 167 条の 2、会計規則第 106 条）及び相手方の選定理由を明確に説明できるようにする必要がある。

委託の場合、①競争入札、②見積合わせによる随意契約、③特命による随意契約、④企画提案方式による随意契約の 4 つの選定方法がある。

企画提案方式とは

「企画提案方式」は、応募団体の発想、能力、計画等を企画提案書として提出してもらい、その企画を審査して、優れた企画提案を行った者と契約を結ぶ方式である。

この方式は、法的には随意契約の一形態で、その根拠規定は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する。「コンペ方式」や「プロポーザル方式」がある。

なお、特殊な技能や知識を要する事業の場合において、実施できる団体が 1 団体に限られることが明らかな場合は、その理由を明らかにして、その団体と随意契約することができる。

○「企画提案方式」が有効な事業

事業の具体的な内容（仕様）について行政が自ら作成・決定するよりも、一層高度なものが要求されるような事業に有効で、企画の内容そのものが契約の重要な要素となるもの。

例) 情報誌の作成：情報を伝えるだけでなく、より多くの人に親んでもらうための洗練されたデザイン、キャラクターの採用など

○「企画提案方式」の手順

企画提案方式で事業を委託する場合の標準的な手順は(2)以下のとおりであるが、事業内容によっては手順どおりとならないこと、募集の対象に企業等を加えた方がよい場合があるので柔軟に対応すること。

なお、対象とする事業は、団体から自由な発想による企画提案が行われるように、事業の内容については骨格的なものにしておくこと。

(2) 企画提案方式による委託先の選定

選定の公平性や透明性を確保するために、選定基準や選定方法、委託事業の内容などをあらかじめ明確にして公開したうえで、委託先を選定し、その選定の過程や理由を公開する必要がある。

① 応募資格要件の決定

公募する場合、委託先として必要とする条件がある場合は、応募資格要件を定める。
委託事業の内容によって応募資格要件も異なるが、できるだけ多くの団体が応募できるように配慮すること。

一般的に使われる応募資格の項目（例）

- ・対象事業と共通する事業を行った経験があること
- ・活動実績が1年以上あること
- ・宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- ・県内に事務所を有し、県内で活動していること

② 審査方法の決定

審査には、公平性や透明性が要求される。審査委員の選び方や名簿の公表、審査方法、審査結果に対する説明責任などに十分配慮すること。

審査委員

公平かつ公正に審査選定を行うために、要項等を作成し審査会を設置する。

審査委員の構成は、事業内容、審査内容に応じて異なるが、①行政職員のみ、②行政職員＋外部委員、③外部委員のみの3パターンが考えられる。なお、所管外の県職員、県職員以外の市町村職員及び民間人等の参加に努めるものとする。

- ・審査委員の構成は、審査の公正・公平性または専門性の必要性などを検討したうえでバランスよく選定する。
- ・審査委員が、その事業に応募しようとする団体の役員等（会員、職員等を含む。）でないことを確認し、公平・公正な選定が行われるよう留意する必要がある。
- ・審査委員の氏名等は原則として公表し、人選の理由を明確にする。
- ・外部委員には、謝金、旅費を支給する必要がある。

審査方法

審査方法は、①書類審査、②応募者からの説明（プレゼンテーション）、③面接・ヒアリング等の方法があり、1つの方法で審査する場合もあれば、組合わせて審査する場合もある。事業の内容、提出書類等を考慮しながら決定する。

- ・審査は、公開で行う場合もあれば、非公開で行う場合もある。非公開で行った場合でも、結果だけを文書で通知するのではなく、理由を明記して通知したり、審査結果及びその理由を公開するなど、説明責任を果たす。

③ 審査基準の決定

選定基準等をもとに、事業の確実な実施が見込め、委託先としてふさわしい団体を選定するために審査基準を定める。

- ・審査基準の決定に当たっては、審査委員の意見を反映することも必要である。

- ・企画提案の内容について、どこをどのように審査するのか（審査のポイント、配点）を定め、公表する。
- ・審査に際して、採点方式の審査票の活用など、審査経過や結果がわかりやすいものとなるよう工夫する。

審査基準（例）

- ・応募資格要件を満たしているか
- ・企画提案の内容が事業の趣旨や仕様書と合っているか
- ・事業目的の達成に効果的な企画となっているか
- ・団体の特性を活かした企画となっているか
- ・他の団体や県民への波及効果が期待できるか
- ・事業を実施する能力があるか（経営基盤、人的体制、活動実績等）
- ・予算の積算は妥当か（金額、積算根拠等） など

受託団体の事業実施体制等の確認

受託団体が、団体の事業実施能力を超えて受託したために、結果的に適正な事業の履行ができないということにならないよう、審査基準及び審査内容に、団体の事業実施能力を審査する項目を設け、委託先としてふさわしい団体かどうか判断すること。（参考様式1）

審査においては、団体の事業実施能力を把握するため、企画提案書に加え、以下の添付書類等の提出を求め、団体の職員体制、現在抱えている事業の規模等を勘案し、当該事業が適切に執行される体制（経営基盤、人的体制等）となっているかを総合的に判断すること。

また、役員 の職業等を確認し、当該公募事業と役員との関係に、疑念を抱かれることがないかどうかについて、選定の要素とする必要があること。

- ・事業に関わるスタッフ一覧（参考様式2）
- ・組織等に関する調書（参考様式3）
- ・事業等に関する調書（その他の受託事業及び補助事業の状況）（参考様式4）
- ・役員名簿（参考様式5）

④ 募集要項の作成

公募に当たって、提出書類、審査基準・方法など、応募に関して必要な事項を募集要項で定める。その際、応募者が事業の趣旨や契約方法をよく理解した上で応募できるよう、わかりやすい言葉を用いること。

⑦ 決定

決定の結果は、速やかに全ての応募団体に対して通知する。

委託団体は行政が決定することとなるが、原則としては、審査会の判断を尊重する必要がある。審査会の判断と行政の選定結果が異なる場合は、その理由を説明する。

(3) 選定結果の公表

委託先が決定したら、必ずその「選定基準」「選定方法」「選定結果（選定理由・非選定理由・採点結果など）」等の情報を広く公表する。

選定結果の公表は、公平性・透明性の確保だけではなく、選定・非選定の理由を公表することによって、優れていた点・足りなかった点などを団体が把握することができ、その後の企画提案力の向上に役立つことから、団体支援の視点からもできるだけ詳細な情報の公表に努める。

4 委託事業の執行

(1) 進捗状況の管理

事業実施について委託先に任せきりにするのではなく、事業の実施状況について、団体・行政がそれぞれ適切に管理するようにする。

進捗状況は、工程表の作成や目標の数値化等により管理することが望ましく、また、事業の特性に応じて、定期的なモニタリングや状況報告書の提出により、実効性を高めていくものとする。

(2) 適正な団体運営の確認

受託団体の確実な事業執行を確保するためには、当該団体の適正な運営が確保されることが必要であることから、労働関係法令やそれぞれの団体を規律する個別の法令等の遵守の状況について、事業委託期間中、適宜、確認を行うものとする。

(3) 概算払・前金払

委託料の支払いは、原則、事業の履行確認後となるが、資金手当的な側面から、事業の円滑な執行を確保する必要がある場合は、概算払や前金払を検討し、契約書に明記する。

5 事業完了

(1) 事業の完了確認

委託事業が完了した場合、受託団体に対し、委託事業の完了報告書の提出を求め、事業完了の確認検査を行う。

(2) 収支実績の確認等

事業の完了確認に当たっては、事業実施における透明性の確保、適正な履行確保のため、収支実績報告書（参考様式7）の提出を求め、委託費の使途が適正に保たれたかどうかを確認する。

なお、委託した業務に関する責任や成果の帰属は委託者である行政にある一方、受託団体にも成果品に対する一定の責任があることに注意する必要がある。

【参考様式 1】

別表 審査基準及び審査内容、配点（例）

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
事業の内容等により設定	〇〇	・〇〇 ・〇〇	点	点
	〇〇	・〇〇 ・〇〇	点	
	〇〇	・〇〇 ・〇〇	点	
〇〇	〇〇	・〇〇 ・〇〇	点	点
	〇〇	・〇〇 ・〇〇	点	
	〇〇	・〇〇 ・〇〇	点	
管理運営を適正かつ確実に実施する能力を有していること	見積書	・事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性がとれているか。 ・支出の積算が妥当で、経費節減に取り組む内容となっているか。	点	点
	活動実績	・委託事業に通じる事業実施経験があり、良好な実績を有しているか。または、良好な運営が期待できるか。 ・事業報告、経理状況、活動内容、理事会や総会の開催など、適切な運営がされているか。	点	
	事業実施能力	・継続的・安定的な事業を実施しているか。 ・団体の現在の受託事業等の状況に照らし、本事業の提案内容が確実、適切に遂行できる職員構成や配置であるか。 ・事業計画の経費や人員、スケジュール等は妥当か。		
	財政状況	・適切な経理をしているか。 ・団体の現在の受託事業等の状況に照らし、本事業の提案内容が確実、適切に遂行できる経済的基礎を有しているか。		
	法令遵守	・法令等に違反していないか。 ・法令を遵守し、適正に委託業務を実施できる体制が構築されているか。	点 点	
その他別に定める基準	〇〇	・〇〇	点	点
	団体の育成	・複数の団体による協働事業提案により双方のノウハウ移転が見込まれるなど、受託団体の育成が期待できる内容と認められる場合に加点。	点	
合 計			点	

- ※ 1 企画提案書提出時点から過去 1 年間に、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認める場合は、〇点の範囲内で減点することがある。
- 2 選定委員会の各委員が行う上記の定量化審査において、総得点が△点以上の場合に業務委託を確実に実行できる能力を有している者と認め、委託候補者とするができるものとする。
- 3 選定委員会の各委員のうち、△点未満の委員が 1 名でもいる場合には、選定委員会において協議の上、委託候補者とするか否かを決定することとする。
- ※ 選定基準、審査項目及び審査内容等は、事業の内容等に応じて適宜変更すべきであること。

【参考様式2】

事業に関わるスタッフ一覧

氏名	経歴等	担当業務（兼務する業務）

- 注) 1 主要なスタッフ以外で、今後採用を予定している場合は、氏名欄に人数を、担当業務欄に採用予定者の業務内容を記載のこと。
2 担当業務で、〇〇業務以外に兼務する業務があれば、その内容を括弧書きで記載のこと。

※ 項目等は、事業の内容等に応じて適宜変更すべきであること。

【参考様式3】

組織等に関する調書

項目	内容
団体の名称	
代表者職・氏名	
団体設立年月	年 月 (活動歴 年 ヶ月) ※特定非営利活動法人の場合、法人格取得前の活動歴を含むこと
専従職員の有無	有〔 〕名 (うち有給 名・無給 名) ・ 無 会員数 名
事務所所在地	〒 TEL FAX
団体の活動目的	
現在の活動内容及び業務内容	
コンプライアンスに対する取り組み	(団体の、法令遵守に対する取組み等について記入すること。)
県の委託事業への応募制限	(契約不履行等の不祥事の発生により、県から委託契約に係る応募制限を受けた場合は、その期間を記入すること。) 有 (応募制限期間： 年 月 日～ 年 月 日) ・ 無
類似事業等の事業実績、実施見込み	(過去に本事業に類似した経歴等や県等からの受託事業の実績がある場合。事業実施年度、事業名、事業費、事業概要を記入すること。来年度受託等により事業を実施することが確定している事業についても記入すること。)

注) 複数の法人その他の団体で構成する場合は、別葉で記載のこと。

※ 項目、内容等は、事業の内容等に応じて適宜変更すべきであること。

【参考様式 4】

事業等に関する調書（その他の受託事業及び補助事業の状況）

事業名	委託者等	委託等の期間	事業内容	事業費	従事人数

- 注) 1 応募時点における、行政等からの受託事業及び補助事業を掲載のこと。
 2 応募時点で、応募予定の他の委託事業及び補助事業がある場合は、「事業名（見込み）」として掲載のこと。
 3 複数の法人その他の団体で構成する場合は、別葉で記載のこと。

※ 必要項目は、事業の内容等に応じて適宜変更すべきであること。

【参考様式6】

見 積 書

積算項目	金 額
1 人件費	当事業に従事する職員の給与、各社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当 拠出金、雇用保険料等の事業主負担分）、手当（通勤手当等）を積算に入れること。 @ 円／月× ヶ月× 人＝ 円
2 ○○	円
3 ○○	円
4 ○○	円
5 ○○	円
6 その他の諸経費	(使途) 円
7 管理費	(1～6計の○%) 円
8 消費税	(1～7計の5%) 円
合計	円

注) 積算の内訳についても記載すること。

※ 積算項目等は、事業の内容等に応じて適宜変更すべきであること。

【参考様式7】

収 支 実 績 報 告 書

積算項目	金 額		摘要
	見積額 (A)	実績額 (B)	
1 人件費	当事業に従事する職員の給与、各社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料等の事業主負担分）、手当（通勤手当等）を積算に入れること。 円	円	
2〇〇	円	円	
3〇〇	円	円	
4〇〇	円	円	
5〇〇	円	円	
6 その他所要経費	円 (使途)	円 (使途)	
7 管理費	(1～6計の〇%) 円	円	
8 消費税	(1～7計の5%) 円	円	
合 計	円	円	

注) 積算の内訳についても記載すること。

※ 積算項目等は、事業の内容等に応じて適宜変更すべきであること。